

南知多町若年がん患者在宅療養支援事業実施要領 Q&A

No.	区分	質問	回答
1	補助対象	具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	<p>補助対象は、下記のサービスです。</p> <p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排せつ処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排せつ予測支援機器、その他介護保険で認められるもの</p>
2	補助対象	サービス等の一部に、既に他の保険等を受けている場合は対象外ですか。	<p>本制度は、40歳未満の終末期がん患者の方が在宅で療養生活を送る際に、介護保険と同等のサービス等を利用する費用の負担軽減を図ることを目的としています。このため、他制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付の有無は問いません。</p>
3	補助対象	訪問看護等で既に医療保険制度の適用を受けている場合は対象外ですか。	<p>医療保険制度の適用を受けて訪問看護等を利用した費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険制度の適用を受けずに、自費で全額自己負担した場合については、本制度を利用することも可能です。</p>
4	補助対象	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者が、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について申請を行った場合は対象となりますか。	<p>小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については全て対象外となります。（支給対象者かどうかは、受給者証の所持で判断します。）</p>
5	補助対象	月の途中で愛知県内の他の市町村へ転出した場合は、どうなりますか。	<p>転出前と転出先の市町村それぞれに、その旨をお申し出ください。</p>
6	補助対象	サービスの提供事業者に指定はありますか。	<p>原則、下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。</p>

			<p>1 法人格である</p> <p>2 サービスの提供事業者の代表者が、補助対象者の同居者でない</p> <p>【同居とは（同居の判断）】</p> <p>① 同一家庭であること</p> <p>② 玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと</p> <p>③ 玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること</p> <p>④ 同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をを行っていること（※）</p> <p>（※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごしているなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。）</p>
7	補助対象	健常な介護者（同居者）がいる場合、訪問介護のうち生活援助は対象外ですか。	健常な介護者（同居者）がいる場合においても、生活援助を利用することができます。その場合は、利用者本人のために行う援助が対象となります。なお、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外です。
8	補助対象	住宅改修は補助対象に含まれますか。	含まれません。
9	補助対象	入院中に、在宅療養のために準備したものは補助の対象となりますか。	入院中に購入した場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、使用しなかった場合は補助の対象となりません。そのため、入院中に事前に購入される場合は、補助対象とならない場合があることをご了承ください。
10	補助対象	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、補助の対象となりますか。	学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。
11	対象者	どのような疾患の方が対象となりますか。	<p>全国がん登録の届出対象となる、以下の疾患を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） <p>境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消化管間質腫瘍

12	対象者	末期がんと認定されて在宅療養していた方が、最終的に入院した場合は補助の対象となりますか。	末期がんと認定されて在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分は補助の対象となります。
13	補助額	補助額の端数はどうなりますか。	千円未満切り捨てとなります。
14	補助額	在宅サービス等に係る消費税は補助の対象となりますか。	補助の対象となります。
15	補助額	医師による意見書でかかった文書料などは補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。
16	補助額	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となりますか。	福祉用具そのものの対価ではない諸費用については補助対象外となります。
17	申請	利用申請はいつまでに行う必要がありますか。	利用の前までに申請を行う必要があります。 まずは、お電話にてご相談ください。 ①利用申請（申請者→市町村） ②利用決定の通知（市町村→申請者） ③サービスの利用（申請者） ④サービスの利用料の支払い（申請者） ⑤交付申請及び補助金の請求（申請者→市町村） ⑤ 交付決定及び申請者への支払い（市町村→申請者）
18	申請	代理申請は可能ですか。	同居の家族等の申請が可能です。その場合、利用者との関係が分かる証明書等の提出をお願いします。
19	申請	利用資格等に有効期限がありますか。	利用申請後、一年を経過した場合は、再度医師による意見書の提出をお願いします。
20	申請	先にサービスの利用をしている場合、利用時点での末期がん証明はどのように対応すればよいですか。	医師の意見書に利用時点で末期がんであったことを証する日付を記載してください。
21	申請	いつの時点で住民票があれば申請できますか。	申請時点で住民票があれば申請できます。
22	請求	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者（または利用者）の氏名、サービス利用日（購入日）、利用（購入）金額、サービス内容（品名）、発行者の住所及び電話番号の記載が必要です。
23	請求	領収書の氏名が申請者（または利用者）本人ではない場合、どうすればよいですか。	納品書や明細書など、利用者のために購入したことが分かる書類の写しを添付してください。

24	請求	領収書に品名が書かれていない場合、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用（購入）内容がわかる書類の写しを添付してください。
25	請求	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうしたらよいですか。	店舗などによってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類を提出してください。 【サービス（購入）内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等（申請者（または補助対象者）の氏名、購入日、購入金額がわかるもの）
26	請求	領収書を他でも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	原本の確認は必須となりますので、申請時に一度、原本の提出をお願いします。窓口で内容を確認した後、原本を返却します。その際、本事業による補助金を申請済である旨を記載します。
27	請求	請求書は毎月提出する必要がありますか。	原則、利用月単位での請求となりますが、一定期間をまとめて行うことも可能です。
28	請求	申請者が町へ請求する基準日（請求単位）は、どのようになりますか。	利用月単位で、対象経費（上限6万円）の9割を請求してください。実際にサービスを利用した日（購入日）が、その月の請求の単位となります。 （例）4/1～4/30 利用分⇒4月利用分として請求
29	請求	事業者が直接費用を受け取る方法での支払いは可能ですか。	申請者への償還払いとなります。事業者への支払いはできません。
30	請求	利用途中に利用者が40歳を迎えた場合、どうしたらよいですか。	40歳の誕生日の前日から介護保険制度が適用されません。40歳になった月においては、誕生日の前々日までの利用分の領収書を事業所に発行してもらったうえで申請してください。